

## 協会通知

# 令和3年度初任運転者教育安全運転研修の開催について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

(一社)鳥取県トラック協会では、会員事業者を対象に「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示」(国土交通省告示第1366号)に基づき初任運転者に対する座学と実車を用いた15時間以上の教育のうち、座学7時間を自動車学校の協力を頂き行うこととしました。同教育の受講費用の一部は鳥ト協で助成します。

### 1. 初任運転者教育の開催日及び時間

令和3年度

各校の開催日程は別紙の通り

### 2. 開催場所

学校法人東雲学園 イナバ自動車学校

〒680-0935 鳥取県鳥取市里仁97-1 TEL(0857)31-2111 FAX(0857)31-0008

学校法人 山陰中央自動車学校

〒683-0853 米子市両三柳3027-5 TEL(0859)22-4171 FAX(0859)22-4174

学校法人柳心学園 米子自動車学校

〒683-0845 米子市旗ヶ崎2丁目15-1 TEL(0859)33-1231 FAX(0859)33-8767

### 3. 初任運転者教育内容

別紙1を参照

- この教育は全日本トラック協会制作のテキストを使用しますので、受講日までに各社で必ず購入していただき、受講当日持参して下さい。残り8時間の自社で行う研修にもテキストを使用していただくため、各社で最低1セットの購入をお願いします

※テキストは発注からお手元に届くまで2週間ほど掛かると見込まれますので、早めの手配をお願い致します。

※テキストの購入については、後ページにあります「事業用トラックドライバー研修テキスト」購入申込書をご利用下さい。

(所属連合会・協同組合名欄に鳥取県トラック協会と記入して、直接日貨協連へお申込み下さい)

### 4. 教育対象者

初任運転者

(安全規則第3条第1項に基づき運転者として新たに雇い入れた者、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。)

### 5. 研修費用

1名38,500円(税込み)受講当日受付でお支払い下さい

- 鳥ト協で前記受講費用のうち、1名につき35,000円を助成します。受講後に助成金の申請を行って下さい

### 6. 受講申し込み方法

受講予定の2週間前までに各自動車学校に受講日程の空きの確認を行い、受講の可否の確認後、様式1の申込書を各自動車学校にFAX送付して申し込みをして下さい。

### 7. 助成金の申請手続き

研修の受講後、様式2の助成金申請用紙に必要事項を記入し、自動車学校から発行される受講料の領収書(写し)、修了証(写し)を添付のうえ、鳥ト協に助成金申請を行って下さい。

**最終報告期限：令和3年12月17日(金)**

## 8. 受講予約の取下げ

予約後に受講を取りやめる場合は、受講3日前までに各自動車学校へ連絡し、様式3の受講申込み取下げ書の提出を行って下さい。

### 令和3年度初任運転者教育安全運転研修開催日程

#### ○イナバ自動車学校（1回開催の定員6名）

4月15日（木） 9:30～17:30      5月20日（木） 9:30～17:30  
6月17日（木） 9:30～17:30      10月21日（木） 9:30～17:30  
11月18日（木） 9:30～17:30

#### ○山陰中央自動車学校（1回開催の定員6名）

5月27日（木） 9:30～17:30      6月24日（木） 9:30～17:30  
11月25日（木） 9:30～17:30

#### ○米子自動車学校（1回開催の定員6名）

5月11日（火） 9:30～17:30      6月8日（火） 9:30～17:30  
7月13日（火） 9:30～17:30      10月12日（火） 9:30～17:30  
11月9日（火） 9:30～17:30

別紙1

## 初任運転者教育安全運転研修

### 【1日7時間コース】

日 程

9:30～ 開講・オリエンテーション

- ①トラックを運転する心構え 第1・2章（座学）
- ②トラック運送事業と関係法令 第1～4章（座学）
- ③ドライバーの日常業務と運行管理 第1章（実習）
- ④過労運転の防止と緊急時の対応 第3章（座学）
- ⑤トラックの構造と特性に合わせた運転 第1・2章（座学）
- ⑦貨物の正しい積載方法と労働災害の防止 第1章（座学）
- ⑧危険予測（シミュレーター）・説明 第1～4章（実習）
- ⑨安全運転のための心身の健康管理 第1章（座学）
- ⑩適性検査（OD式）

17:30～ 閉講

※以上の内容の講習を9:30～17:30の間に行います。（昼休憩60分）

講習科目の順番は各校によって前後がありますので、各校の時間割に沿って受講ください。

※○内の数字は使用するテキストの番号です

※本研修では（公社）全日本トラック協会制作の「事業用トラックドライバー研修テキスト」を使用します。（10冊セット¥5,000+税+送料、鳥ト協会員は会員価格で購入可能）

各社で受講前に事前にご購入頂き、研修当日に受講者が持参頂くようお願い致します。なお各社で行う残りの8時間の研修にも本テキストを利用頂くことを前提としております。

※本研修は「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき実施される一般的な指導及び監督の項目①1・2章、②1～5章、③1章、⑤1・2章、⑦1章、⑨1～4章、⑩1章を含んでいます。

なお、初任運転者教育に係る研修を対象とした15時間中7時間が適応し、残り8時間は各事業所の運行状況に即した安全教育を実施して下さい。

# 初任運転者教育安全運転研修助成金要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、(一社)鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)が行う初任運転者に対する「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示」(国土交通省告示第1366号)に基づき初任運転者に対する座学と実車を用いた15時間以上の教育の実施を促進するための助成金(以下「助成金」という。)交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

## (資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者(以下「助成対象事業者」という。)は鳥ト協会員トラック運送事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設(以下「研修施設」という。)に自社の新たに雇い入れた初任運転者を派遣し、国土交通省告示第1366号に基づく初任運転者教育を実施する会員事業者とする。

## (助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は鳥ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設とする。

## (助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、初任運転者に対する安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的とした安全教育訓練であって、鳥ト協が指定する。

## (助成額)

第5条 研修施設における助成金の額は次に掲げるとおりとする。  
1名につき35,000円とする

## (研修受講料)

第6条 研修受講料は、研修受講料及び資料代等の研修費用とする。

## (助成適否の事前確認)

第7条 助成対象事業者は、助成適用の可否について、事前に鳥ト協の確認を得なければならない。

## (施設の前予約と申込み)

第8条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1の「ドライバー等安全教育訓練実施申込書」を、助成対象研修施設に対して提出しなければならない。

## (受講料の納入)

第9条 助成対象事業者は、受講当日の研修開始までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。  
2 受講開始までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

## (報告書の提出)

第10条 助成対象事業者は研修修了後7日以内に、様式2の「初任運転者教育安全研修受講報告書兼助成金請求書」(以下「報告書」という。)を鳥ト協に提出しなければならない。  
2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了書」の写し、及び研修受講料に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

## (助成金の交付)

第11条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めるときは、事業者へ助成金を交付する。

## (助成金の返還)

第12条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じる事ができる。

- (1) この要綱その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(取下げ)

第13条 助成対象事業者が本条に基づく申込みを取下げるときは、研修受講開始日の4日前までに鳥ト協に対して、様式3の「初任運転者教育安全運転研修申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第14条 助成対象事業者もしくは受講者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の全額を負担しなければならない。

- (1) 正当な事由なく研修受講開始日の3日前以降、申込みを取下げたとき。
- (2) 特別な事由無く、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- (3) 第10条に基づく所定の書類を添付した報告書の添付をしないとき。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は平成30年3月23日制定